

## MV-22オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書

垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイは、昨年10月1日に沖縄県宜野湾市の米軍普天間基地に配備され、沖縄周辺において飛行訓練が行われてきた。

そして、政府は、MV-22オスプレイ3機を3月6日から8日に岩国基地に移し、同基地を拠点として低空飛行訓練を行うと在日米軍から報告を受けたことを明らかにした。

政府によると、低空飛行訓練は日中は約150メートル以上、夜間は約300メートル以上の高度で行われるということである。

日米政府による日米合同委員会は、昨年9月に低空飛行訓練に関し、最低安全高度150メートル以上の高度で飛行し、原子力発電所や人口密集地、学校上空の飛行は回避することで合意しているが、沖縄において、県や関係市町村は昨年10月、11月の2ヵ月で318件の違反飛行が目撃されたとしている。

そのような中、訓練前日の3月5日の午後になって、突然、本県に対し当初計画していた九州上空（いわゆるイエロールート）を変更し、四国地方等（いわゆるオレンジルート）において実施されることとなったと政府から連絡があった。

MV-22オスプレイについては、その安全性について国から未だ十分な説明がなく、県民の不安や懸念が払拭されていない中で、突然に訓練飛行ルートが変更され、低空飛行訓練が強行されたことは誠に遺憾と言わざるを得ない。

よって、国においては、具体的な飛行ルート、訓練の時間帯や訓練内容などについて、事前に十分な情報提供を行うとともに、日米合同委員会の合意事項を厳守するなど、県民が不安や懸念を抱くような低空飛行訓練が実施されないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月14日

徳島県議会議長 杉 本 直 樹